

令和7年度石岡市防犯灯電気料給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の安全・安心なまちづくりの推進を図るため、自治会等の維持管理する防犯灯の電気料金の一部に対し、予算の範囲内で給付金を交付するものとし、当該給付金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 自治会等が電気料金を負担している防犯のための公衆街路灯（公民館等の従量電灯、道路管理者等が維持管理する道路照明灯及び商店街が維持管理する商店街の設置する照明灯を除く。）
- (2) 自治会等 石岡市区長会及び協力員規則（平成19年石岡市規則第15号）別表に定める区域又は一定の地理的範囲に集住する世帯で組織する団体で、規約等を定めるとともに、代表者等を置き、かつ、当該団体に属する世帯からの会費等をもって、自主的に運営していると市長が認めるもの

(給付対象経費等)

第3条 給付金の交付を受けることができるものは、防犯灯を維持管理している自治会等とする。

2 給付金の交付の対象経費（以下「給付対象」という。）は、当該年度内に自治会等が支出した、令和7年4月1日時点で自治会等が維持管理する防犯灯の電気料金とし、防犯灯1灯につき2,000円を給付する。

(交付申請)

第4条 給付金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、防犯灯電気料給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯灯の設置状況が確認できる配置図
- (2) 前年度の防犯灯電気料領収書の写し又は電気料の引き落としの分かる通帳の写し
- (3) 防犯灯契約状況が確認できる株式会社東京電力エナジーパートナーから提供された

書類

(交付の決定及び確定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、当該交付申請に係る書面を審査し、事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、給付金を交付するものと認めるときは、当該給付金の交付決定をするものとする。

(交付決定及び確定通知)

第6条 市長は、給付金の交付決定をしたときは、速やかに、決定内容及びこれに付した条件を防犯灯電気料給付金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、給付金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 給付金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 給付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令等、市例規等の処分に違反したとき。
- (5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 第6条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、当該給付金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、防犯灯電気料給付金返納・返還命令通知書（様式第3号）により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第9条 市長は、給付金の交付決定の取消しをするときは、当該申請者に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(令和6年度石岡市防犯灯電気料給付金交付要綱の廃止)
- 2 令和6年度石岡市防犯灯電気料給付金交付要綱（令和6年石岡市告示第324号）は、
廃止する。

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者の住所

役職 代表者の氏名

電話番号

防犯灯電気料給付金交付申請書兼請求書

令和7年度石岡市防犯灯電気料給付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり防犯灯電気料給付金給付金の交付を申請及び請求します。

記

1 交付申請額及び請求額 _____ 円

2 自治会等が電気料金を負担している防犯灯の数 _____ 灯

3 添付書面

(1) 防犯灯の設置状況が確認できる配置図

(2) 前年度の防犯灯電気料金の領収書の写し又は電気料の引き落としの分かる通帳の写し

(3) 防犯灯契約状況が確認できる株式会社東京電力エナジーパートナーから提供された書類

4 振込先

振込口座	銀行／信金 信組／農協	支店 普通／当座 第	号
フリガナ			
口座の名義			

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

防犯灯電気料給付金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった給付金については、下記のとおり決定及び確定したので、令和7年度石岡市防犯灯電気料給付金交付要綱第6条第1項の規定により、通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|----|-----|
| 1 | 決定の区分 | 交付 | 不交付 |
| 2 | 交付決定及び確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 不交付理由 | | |

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

防犯灯電気料給付金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで（交付決定）確定通知した給付金について、令和7年度石岡市防犯灯電気料給付金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
2 返納・返還期限 年 月 日
3 返納・返還方法 返納通知書による。
4 交付金の内容

交付決定確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
交付決定確定額	円
給付金	円（ 年 月 日交付）
返納・返還事由	

5 注意事項

- (1) 交付決定通知確定・交付決定確定額は、それぞれ石岡市補助金等交付規則第10条第1項の規定による給付金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第1項の規定による交付決定若しくは給付金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- (2) 石岡市補助金等交付規則第19条第1項の規定による取消しに関し、給付金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までに応じ、当該給付金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- (3) 給付金等の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに、返納又は返還すること。